

USPTO、商標手続の応答期間を3カ月以内とする規則の施行を延期

2022年10月20日
JETRO NY 知的財産部
石原、福岡

USPTOは、商標の登録出願および登録後の手続に関するオフィスアクションに3カ月以内に応答することを定める規則の施行日を先送りすると発表した。登録出願の手続きについては2日目のみの先送りであるが、登録後の手続きについては約11カ月先送りされる。10月13日付の官報¹で通知された。

当初の規則は2020年末に成立した商標近代化法²（TMA）の施行規則として2021年11月17日に公表³され、2022年12月1日から施行するとしていた。施行日を先送りする理由は、ITシステムへの影響などを考慮した結果としている。

商標登録出願に関するオフィスアクションへの応答期間は2022年12月3日より、現行の6カ月から3カ月に変更される。2022年12月3日以降に発出されたオフィスアクションへの応答が対象になる。応答期間の短縮は、商標登録までの期間を早めることを目的としている。出願人は125ドルの手数料を払うことでさらに3カ月の期間延長を一度だけ申請できる。期間延長の請求は期間満了前にのみ請求できる。

なお、マドリッド協定議定書による国際登録出願制度を利用する場合の応答期間は現状の6カ月が維持される。

商標登録後の手続に関する応答期間の3カ月への変更については2022年12月3日には施行されず、2023年10月7日に施行される。

（以上）

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-13/pdf/2022-22217.pdf>

応答期間の変更については、USPTO ウェブサイトにおいても案内されている。

New deadline to respond to office actions for applications (USPTO ウェブサイト)

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2021/20210104.pdf

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2021/20211123.pdf